

# 建設業を巡る最近の状況について

---

令和8年2月

国土交通省 九州地方整備局  
建政部 建設産業課

1. 建設業の現状と課題 ..... 2
2. 担い手の処遇改善に向けた取組 ..... 10
3. 改正建設業法等の全面施行 ..... 30
4. 九州地方整備局建政部の取組 ..... 32

# 1. 建設業の現状と課題

---

# 建設産業の役割

## 建設産業の役割

建設産業は、**地域のインフラの整備**や**メンテナンス等の担い手**であると同時に、地域経済・雇用を支え、災害時には、**最前線で地域社会の安全・安心の確保を担う地域の守り手**として、国民生活や社会経済を支える大きな役割を担う

### 【災害の応急対応】

#### 東日本大震災

○(一社)仙台建設業協会 3月11日地震直後より避難所の緊急耐震診断等を実施。同日午後6時には若林区の道路啓開作業を開始



#### 熊本地震

○(一社)熊本県建設業協会 地震直後より、熊本県との「大規模災害時の支援活動に関する協定」により支援活動を実施



【通行不能の交差点での応急工事】  
(国道443号寺迫(益城町))



【道路啓開(倒木、崩壊土砂の撤去)】  
(県道45号阿蘇講公園菊池線)

### 【インフラメンテナンスの必要性】

▼社会資本の老朽化による被害



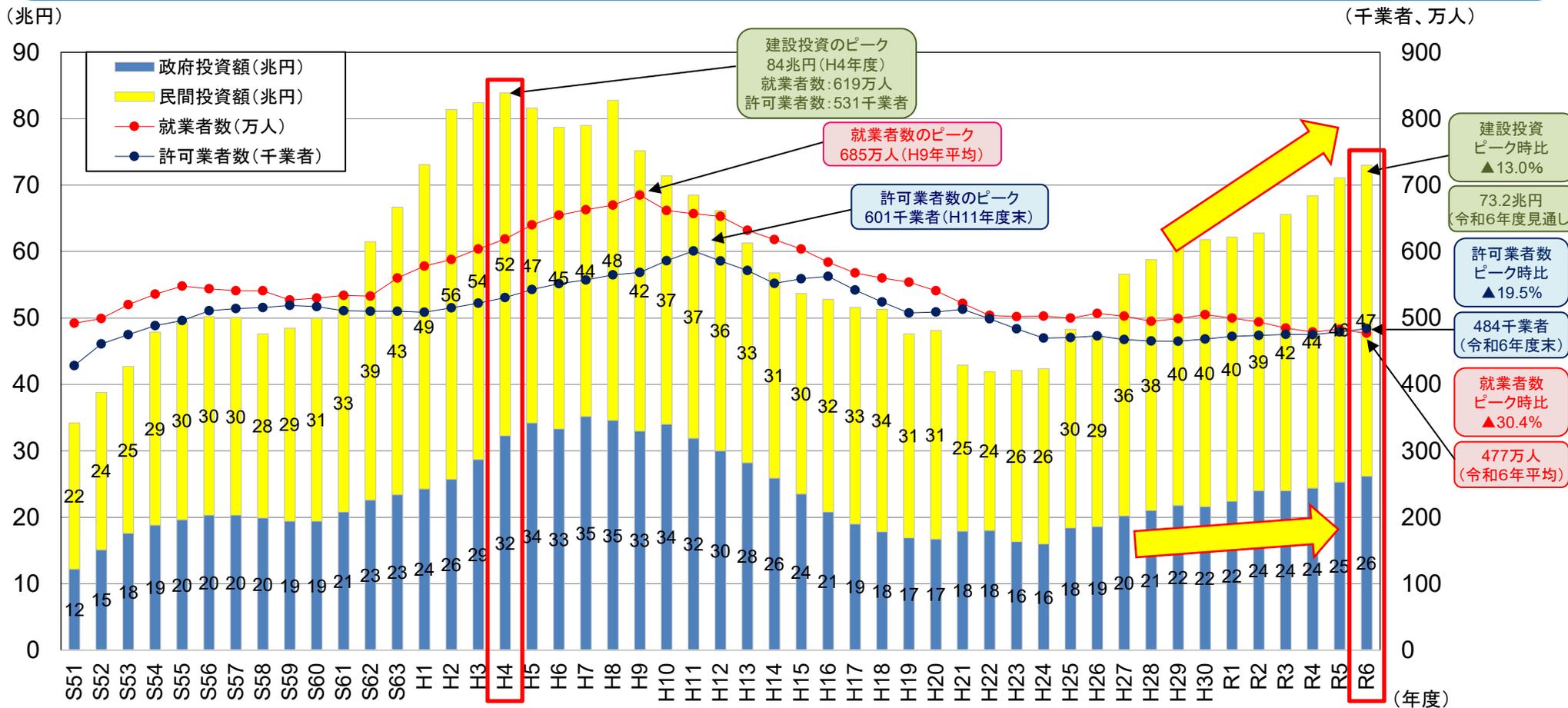
【ミシシッピ川に係る高速道路橋の落橋事故(2007年米ミネソタ州)】  
(出典:MN/DOT)



香川・徳島県境無名橋  
(鋼2径間単純トラス橋)の落橋(2007年)

# 建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額はピーク時の平成4年度：約84兆円から平成22年度：約42兆円まで落ち込んだが、その後、増加に転じ、令和6年度は約73兆円となる見通し（ピーク時から約13%減）。
- 建設業者数（令和6年度末）は約48万業者で、ピーク時（平成11年度末）から約20%減。
- 建設業就業者数（令和6年平均）は477万人で、ピーク時（平成9年平均）から約30%減。



出典：国土交通省「建設投資見通し」・「建設業許可業者数調査」、総務省「労働力調査」

注1 投資額については令和3年度(2021年度)まで実績、令和4年度(2022年度)・令和5年度(2023年度)は見込み、令和6年度(2024年度)は見通し

※平成27年度の建設投資額から建築補修(改装・改修)投資額を新たに計上している

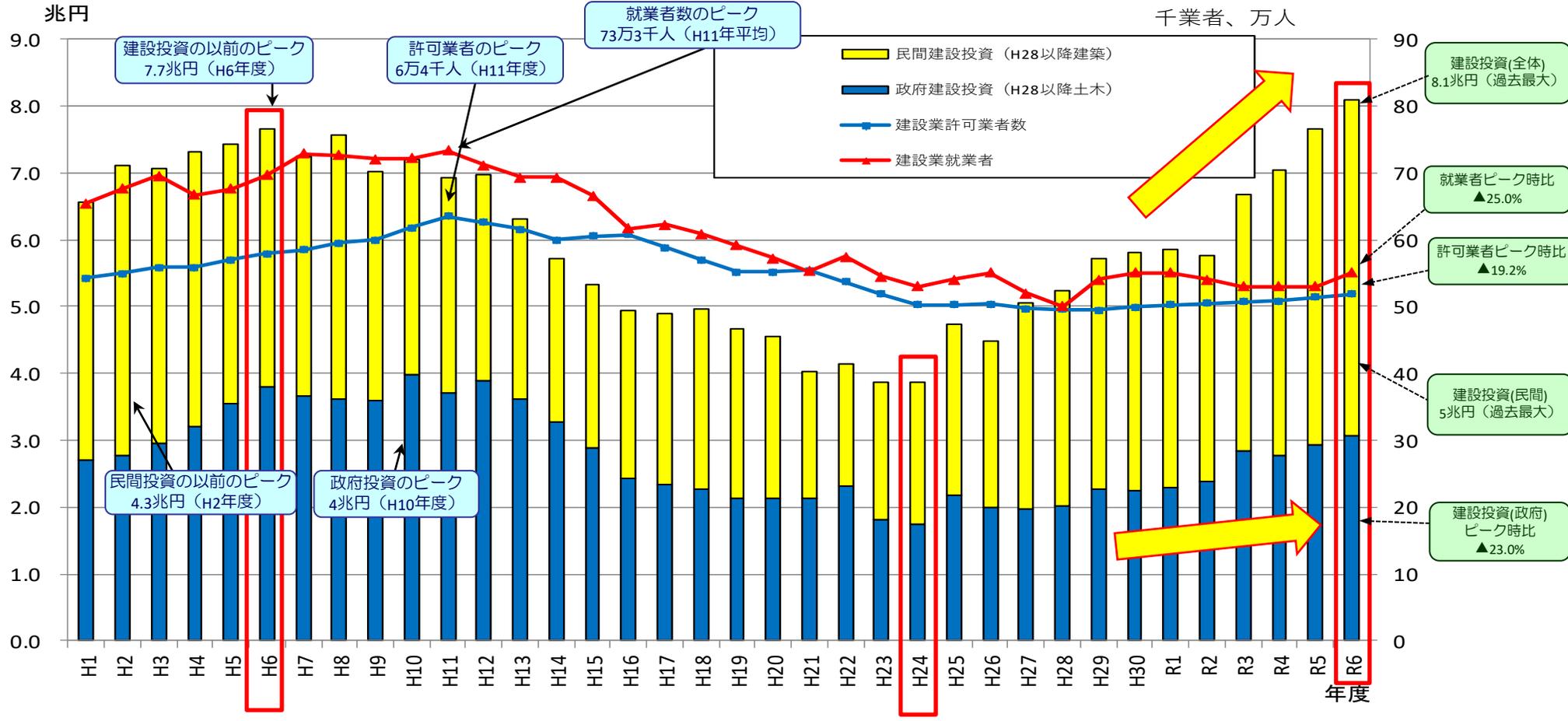
注2 許可業者数は各年度末(翌年3月末)の値

注3 就業者数は年平均。平成23年(2011年)は、被災3県(岩手県・宮城県・福島県)を補完推計した値について平成22年国勢調査結果を基準とする推計人口で遡及推計した値

# (参考)【九州】建設投資、許可業者数及び就業者数の推移

- 建設投資額（令和6年度見通し）は前年度5.4%増の8.10兆円。（過去最大）
- 建設業者数（令和6年度末）は約5.1万業者で、ピーク時（11年度末）から約19.2%減。
- 建設業就業者数（令和6年平均）は約55万人で、ピーク時（11年平均）から約25.0%減。

全国比11.1%  
全国比10.7%  
全国比11.5%



資料：投資額については令和3年度まで実績、R4年度・5年度は見込み、令和6年度は見通し（H29以降は、建築＝民間投資、土木＝政府投資として作成している）

許可業者数は、国土交通省調べ（各年度末現在）

就業者数は、総務省及び沖縄県の「労働力調査」より作成（年平均）

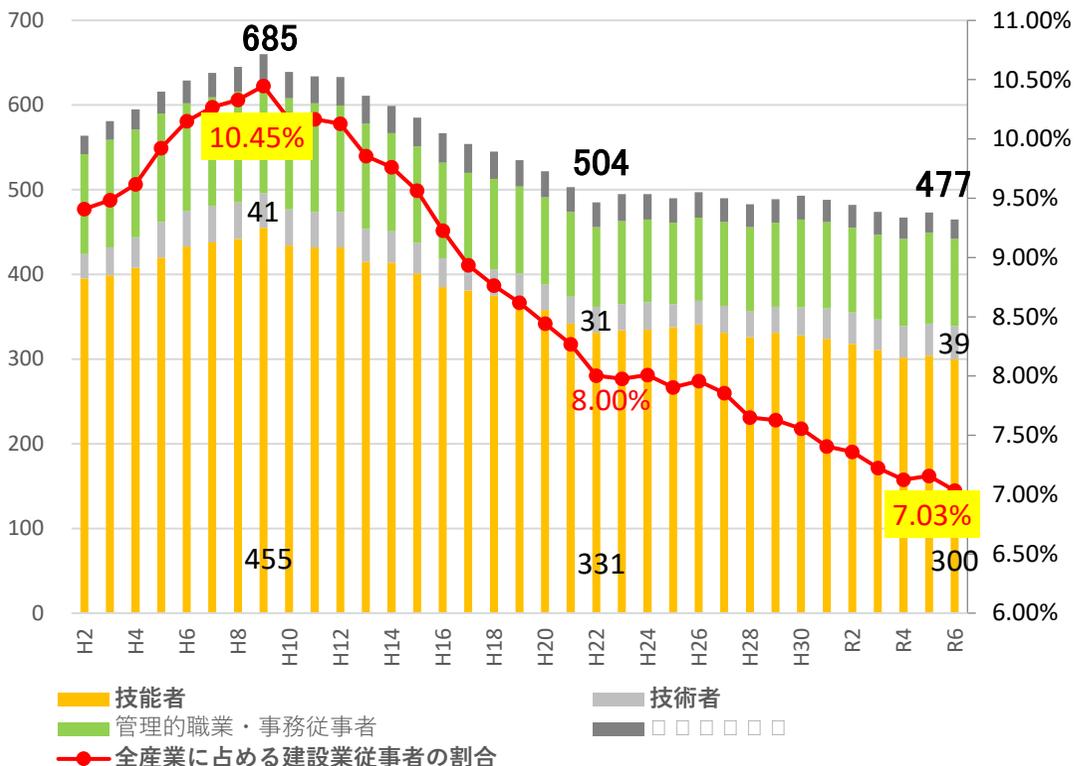
↑  
ピーク時(H6)の50.4%

## 技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞ ＜建設投資ボトム＞ ＜最新＞

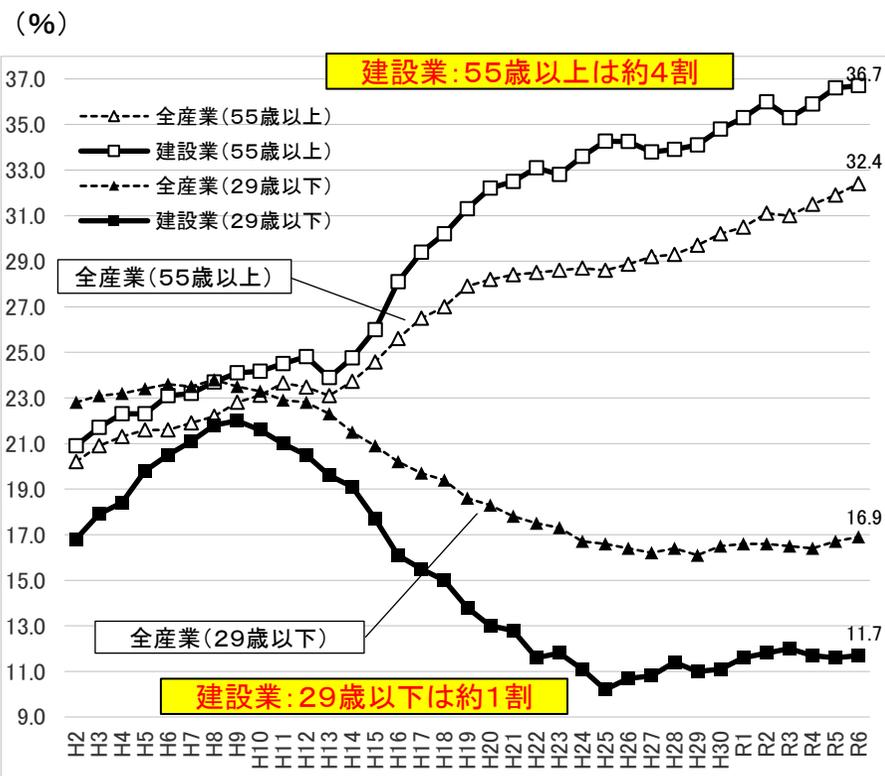
- 建設業就業者： 685万人(H9) → 504万人(H22) → 477万人(R6)
- 技術者： 41万人(H9) → 31万人(H22) → 39万人(R6)
- 技能者： 455万人(H9) → 331万人(H22) → 300万人(R6)

(万人) 建設業従事者数と全産業に占める割合の推移



## 建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.7%、29歳以下が11.7%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。



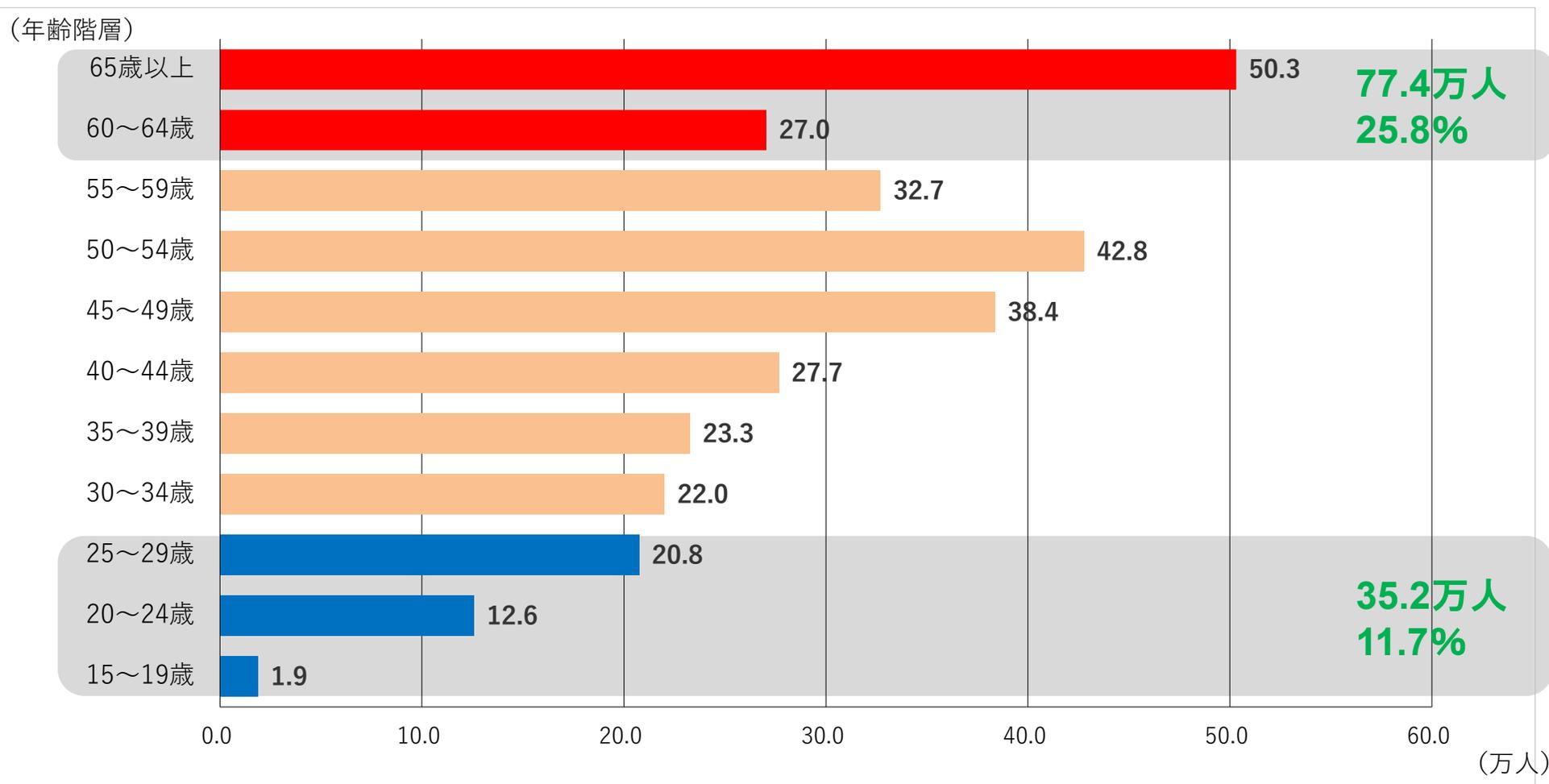
出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1

出典：総務省「労働力調査」(暦年平均)をもとに国土交通省で作成※1※2

(※1 平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値 ※2 グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

# 年齢階層別の建設技能者数

- 60歳以上の技能者は全体の約4分の1(25.8%)を占めており、10年後にはその大半が引退することが見込まれる。
- これからの建設業を支える29歳以下の割合は全体の約12%程度。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

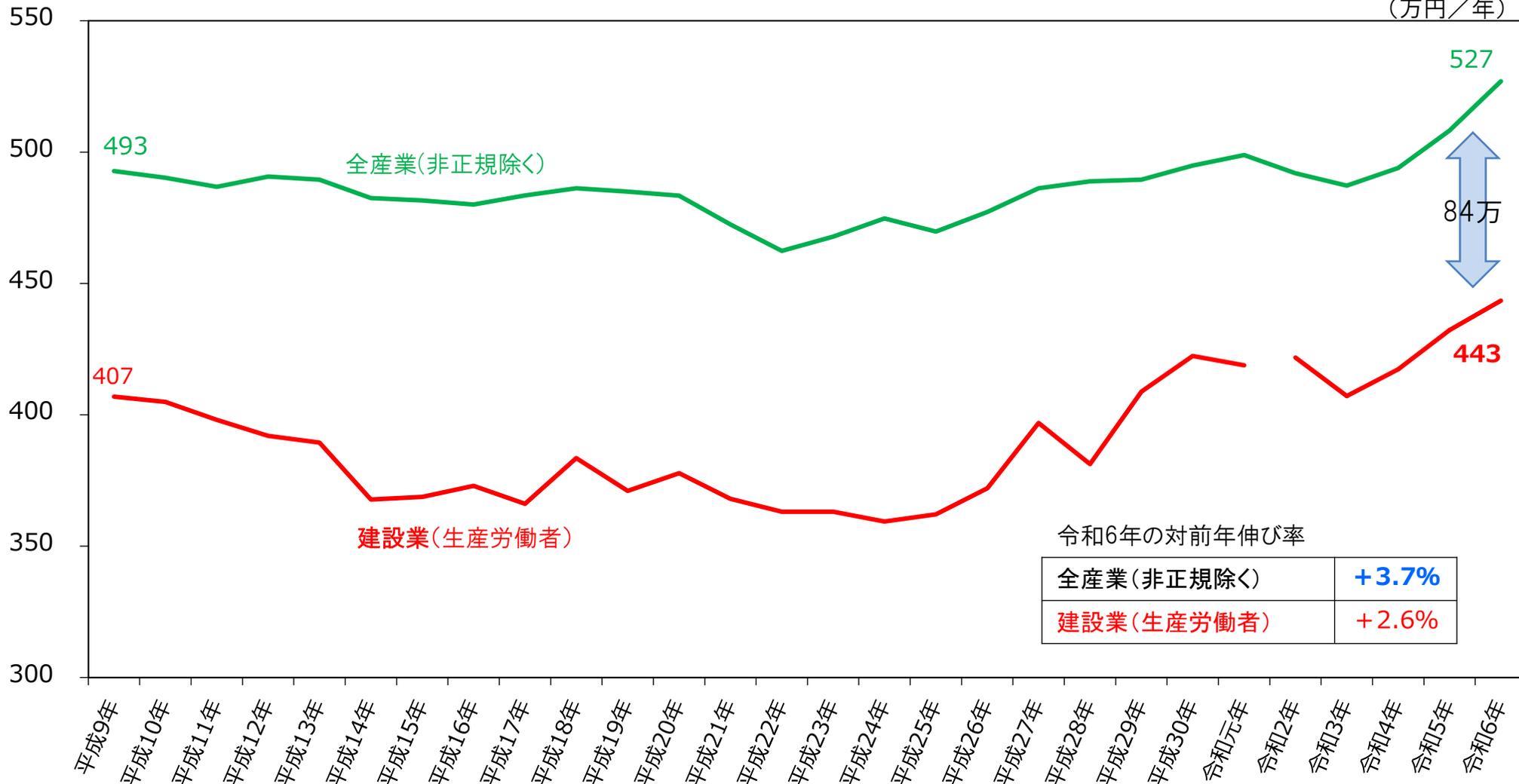


出典:総務省「労働力調査」(令和6年平均)をもとに国土交通省で作成※

(※ グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない)

# 賃金の推移(建設業と他産業との比較)

年収額  
(万円/年)



(出典) 厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)

※ 年収額 = 所定内給与額 × 12 + 年間賞与その他特別給与額

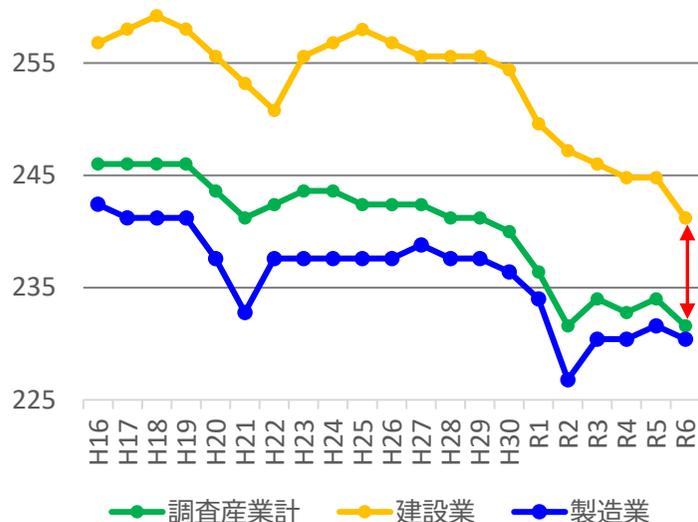
- 全産業(非正規除く)のうちH9～H16は、毎月勤労統計調査の全産業(パートタイム労働者除く)における対前年比から推計。
- 建設業(生産労働者)とは、建設現場で直接建設作業に従事する労働者を指す。R2以降は、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して推計。

# 建設産業における働き方の現状

## 産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者

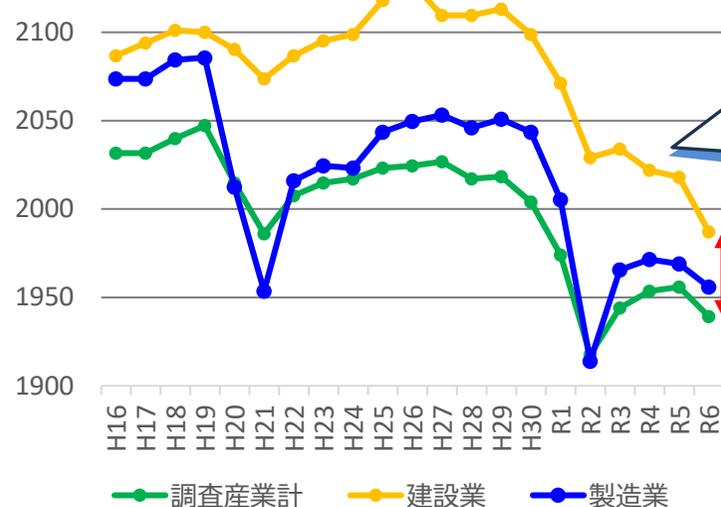
(日)



## 産業別年間実労働時間

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
パートタイムを除く一般労働者

(時間)

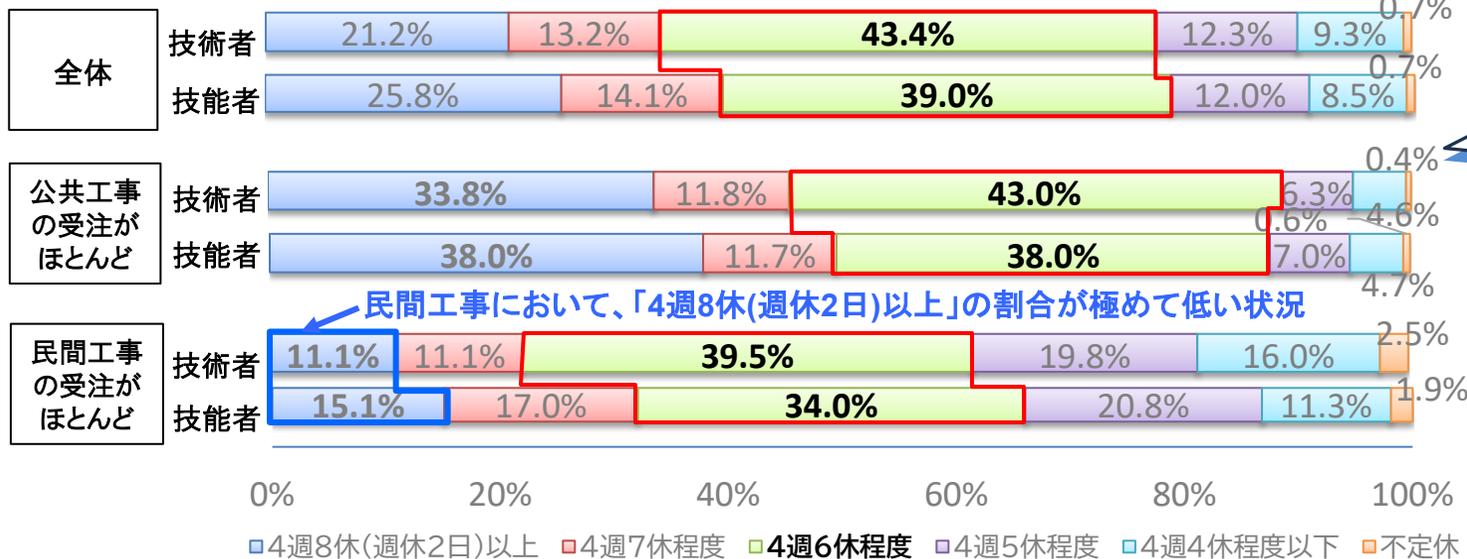


【建設業と全産業の比較】

出勤日数: +10日  
年間総実労働時間: +48時間

出典: 厚生労働省「毎月勤労統計調査」  
年度報より国土交通省作成

## 建設業における平均的な休日の取得状況



公共・民間どちらにおいても4週6休が最多

出典: 国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」  
(令和6年8月6日公表)

## 2. 担い手の処遇改善に向けた取組

---

## 開催概要

日時：令和7年2月14日 18:20～18:50

出席者：石破内閣総理大臣、赤澤新しい資本主義担当大臣、中野国土交通大臣、  
橋内閣官房副長官、青木内閣官房副長官、森内閣総理大臣補佐官、矢田総理補佐官

出席団体：日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会

- 技能者の賃上げについて、(略) **民間工事も含め、「おおむね6%の上昇」**を目標とし、その達成のための取組を強力に推進すること、
- (生産性向上について、)(略)省力化投資促進プランも踏まえ、各団体において、具体的な目標・期限を定めた計画を早急に策定し、(略) **業種・職種に応じた効果的な取組を推進**することを国土交通省と建設業団体との間で申し合わせ。

石破内閣総理大臣から、

- 申し合わせをした目標の実現に向け、**建設業法等の改正法の活用**や**価格転嫁の取組**、**標準労務費の設定を進めるよう**お願いするほか、建設業が、「給与がよく、休暇が取れ、希望が持てる、かっこいい」新4Kの実現を目指して、全力で取り組んでまいりますとの発言。



出典：官邸HP

車座対話の様子

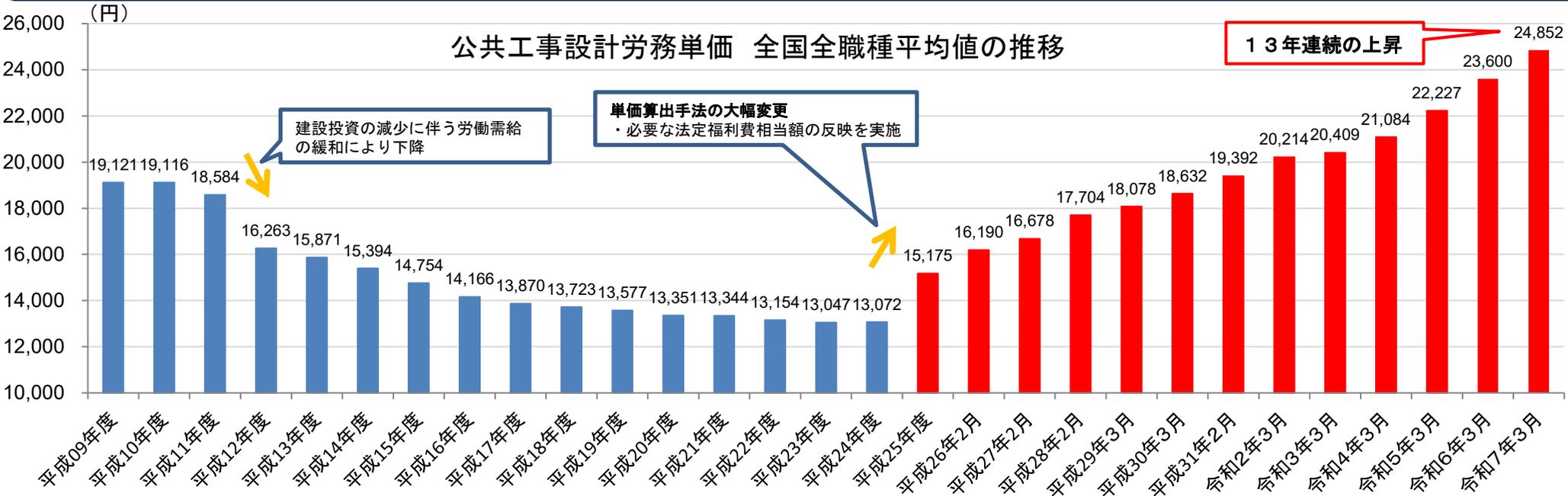
# 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

## 単価設定のポイント

- (1) 最近の労働市場の**実勢価格を適切・迅速に反映**し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) **時間外労働の上限規制に対応するために必要な費用**を反映

## 全国

全 職 種 (24,852円) 令和6年3月比 ; +6.0% (平成24年度比 ; +85.8%)  
 主 要 1 2 職 種 (23,237円) 令和6年3月比 ; +5.6% (平成24年度比 ; +85.6%)



13年連続の上昇

参考：近年の公共工事設計労務単価の単純平均の伸び率の推移

	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R02	R03	R04	R05	R06	R07	H24比
全 職 種	+15.1%	+7.1%	+4.2%	+4.9%	+3.4%	+2.8%	+3.3%	+2.5%	+1.2%	+2.5%	+5.2%	+5.9%	+6.0%	+85.8%
主要12職種	+15.3%	+6.9%	+3.1%	+6.7%	+2.6%	+2.8%	+3.7%	+2.3%	+1.0%	+3.0%	+5.0%	+6.2%	+5.6%	+85.6%

注1) 金額は加重平均値にて表示。平成31年までは平成25年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出し、令和2年以降は令和2年度の標本数をもとにラスパイレス式で算出した。

注2) 平成18年度以前は、交通誘導警備員がA・Bに分かれていないため、交通誘導警備員A・Bを足した人数で加重平均した。

注3) 伸び率は単純平均値より算出した。

# 令和7年3月から適用する公共工事設計労務単価について

## ポイント

- (1) 最近の労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映し、47都道府県・51職種別に単価を設定
- (2) 時間外労働の上限規制への対応に必要な費用を反映

## 全国

全 職 種 (24,852円) 令和6年3月比 ; +6.0%

主要12職種※ (23,237円) 令和6年3月比 ; +5.6%

※「主要12職種」は通常、公共工事において広く一般的に従事されている職種

## 主要12職種

職種	全国平均値	令和6年度比	職種	全国平均値	令和6年度比
特殊作業員	27,035円	+5.6%	運転手(一般)	24,605円	+5.4%
普通作業員	22,938円	+5.3%	型わく工	30,214円	+5.1%
軽作業員	18,137円	+6.8%	大工	29,019円	+6.3%
とび工	29,748円	+4.8%	左官	29,351円	+6.8%
鉄筋工	30,071円	+5.9%	交通誘導警備員A	17,931円	+5.7%
運転手(特殊)	28,092円	+5.0%	交通誘導警備員B	15,752円	+5.7%

注) 金額は加重平均値、伸率は単純平均値で算出

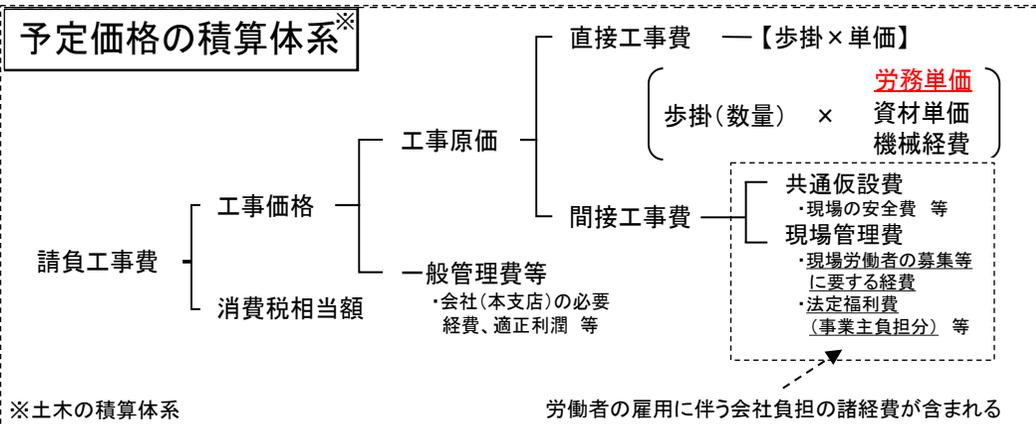
# (参考)公共工事設計労務単価の概要

## 公共工事設計労務単価の概要

- **性格:** 公共工事の予定価格の積算用単価 (51職種、都道府県ごとに設定)
- **法令:** 予算決算及び会計令第80条第2項 「予定価格は、……取引の実例価格、……等を考慮して適正に定めなければならない。」
- **改定:** 毎年10月、国、都道府県、政令市等発注の公共工事に従事する建設労働者(約11万人)の賃金支払い実態を調査し、2月に単価を公表、3月に改定。

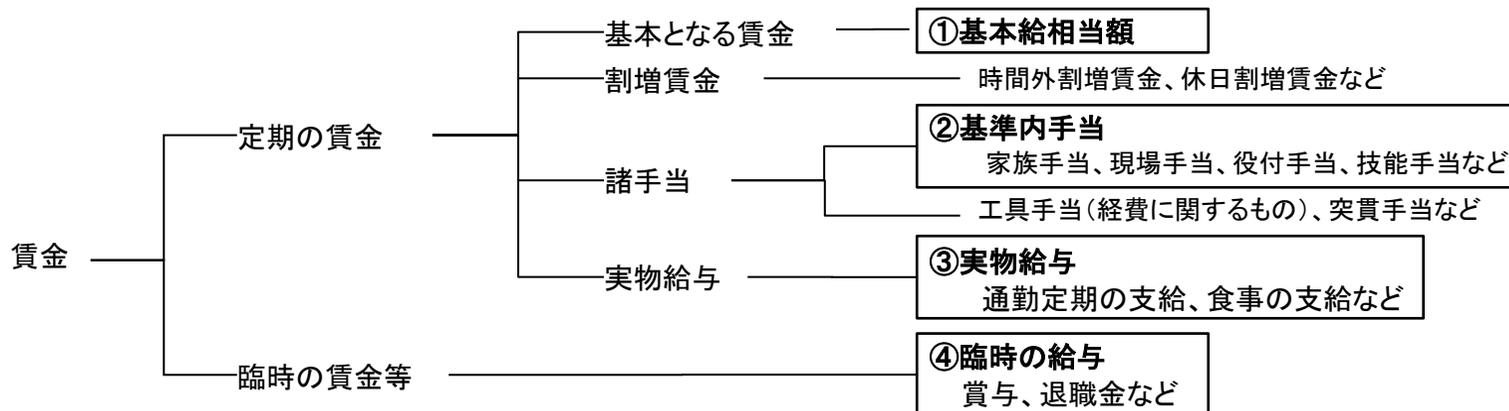
### ○留意事項:

- ・公共工事設計労務単価は、個々の契約(下請契約における労務単価や雇用契約における労働者への支払い賃金)を拘束するものではない
- ・法定福利費(事業主負担分)や、労働者の雇用に伴う会社負担の諸経費(労働者の募集・解散に要する費用、作業用具・被服に要する費用、労働者の宿泊・送迎費等)は含まない。(これらは別途、間接工事費にて計上されている)
- ・時間外・休日・深夜の手当は含まない(必要に応じ発注者が別途積算)



## 公共工事設計労務単価の構成

- 予定価格では、1日8時間労働(時間外・休日労働なし)を前提として積算。
- このため、設計労務単価は、支払い賃金から時間外割増賃金等を除いた上で、1日8時間労働に相当する額に換算し設定。(次の①~④)



## 目的

### 技能者の処遇

「建設キャリアアップシステム」は、技能者の資格や現場就業履歴等を業界横断的に登録・蓄積し、**技能・経験に応じた適切な処遇**につなげようとするもの

### 人材確保

技能者の**技能・経験に応じた処遇改善**を進めることで、①若い世代が**キャリアパスの見通し**をもて、②**技能者を雇用し育成する企業に人が集まる**建設業を目指す

### 生産性向上

また、社会保険加入の確認や施工体制の確認などの現場管理を効率化し、生産性向上を目指す

## <建設キャリアアップシステムの概要>

### 技能者・事業者の事前登録

#### 【技能者情報】

- ・本人情報
- ・保有資格
- ・社会保険加入 等



技能者にカードを交付

### 就業履歴の蓄積

工事情報を登録し、カードリーダーを設置



技能者が現場入場の際にカードタッチで履歴を蓄積



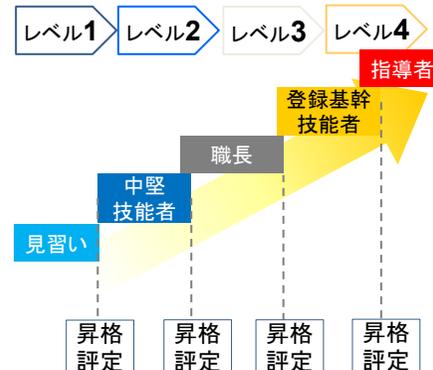
### 能力評価の実施

経験や資格に応じたレベル判定



### 経験・技能に応じた処遇

レベルに応じた賃金支払い



### 現場管理での活用

社会保険加入の確認、施工体制台帳の作成 など

- ◎建設キャリアアップシステム(CCUS)の能力評価に応じた賃金の実態を踏まえ、公共工事設計労務単価が賃金として支払われた場合に考えられるレベル別年収を算出。
- ◎レベル別年収の試算の公表を通じて、技能者の経験に応じた処遇と、若い世代がキャリアパスの見通しを持てる産業を目指す。
- ◎目標値と標準値の2つの水準の値を設定し、適正な賃金として目標値以上の支払いを推奨するとともに、標準値を下回る支払い状況の事業者については、請負契約において労務費ダンプの恐れがないか重点的に確認する。

## ブロック別 ( 全 分 野 ) (年収)

本資料に示す金額に法的拘束力はなく、支払いを義務付けるものではない。

	レベル1(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル2(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル3(単位：万円) (標準値～目標値)	レベル4(単位：万円) (標準値～目標値)
全 国	385～523以上	420～587以上	444～645以上	550～719以上
北 海 道	356～483以上	388～543以上	411～597以上	508～665以上
東 北	412～559以上	449～628以上	475～690以上	588～769以上
関 東	412～559以上	449～628以上	476～691以上	588～769以上
北 陸	391～532以上	427～597以上	452～657以上	559～732以上
中 部	408～555以上	446～623以上	472～685以上	584～763以上
近 畿	378～513以上	413～577以上	437～634以上	540～706以上
中 国	329～447以上	359～502以上	380～552以上	470～615以上
四 国	351～477以上	383～535以上	405～589以上	501～656以上
九州・沖縄	365～496以上	399～557以上	422～613以上	522～683以上
参考①特殊作業員	404～544以上	443～612以上	449～662以上	569～744以上
参考②普通作業員	342～462以上	375～519以上	381～562以上	483～631以上

<試算条件>・CCUSレベル別年収は、公共事業労務費調査(令和6年10月調査)の結果をもとに、CCUSの能力評価分野・レベル別に分析して作成

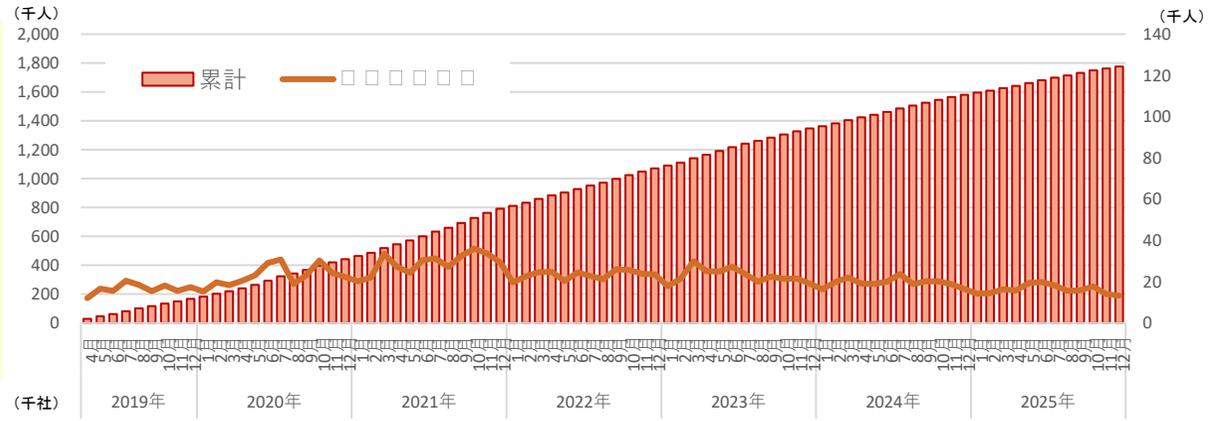
・労務費調査においてレベル評価されていない標本も経験年数と資格を基にレベルを推定(レベル1相当:5年未満、レベル2相当:5年以上10年未満、レベル3相当:10年以上又は一級技能士、レベル4相当:登録基幹技能者)

・労務費調査の各レベルの標本において、「目標値」の値は平均以上、「標準値」の値は下位15%程度の当該ブロックの年収相当として作成。

## 技能者の登録数

**177万人が登録**

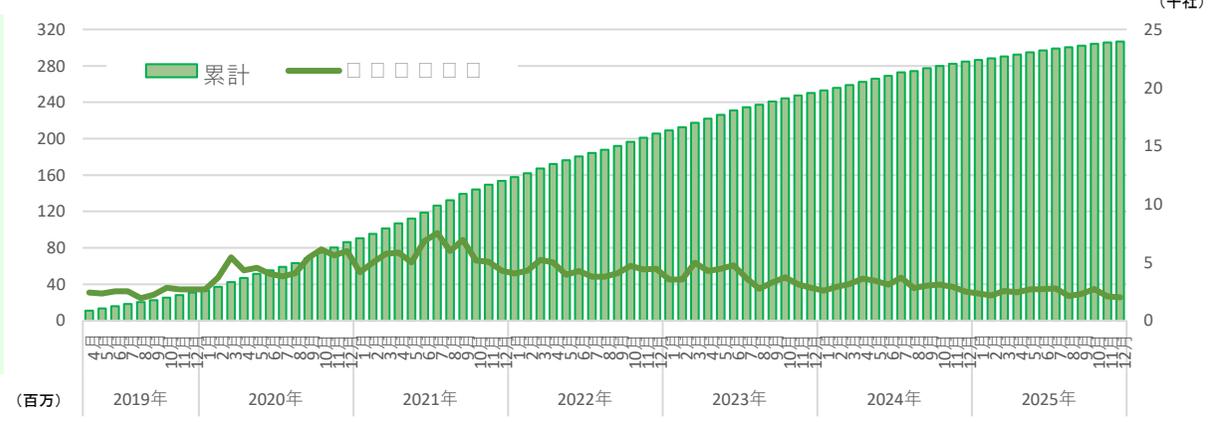
※労働力調査(R6)における建設業技能者数:300万人



## 事業者の登録数

**30.6万社が登録**

※うち一人親方は10.6万社

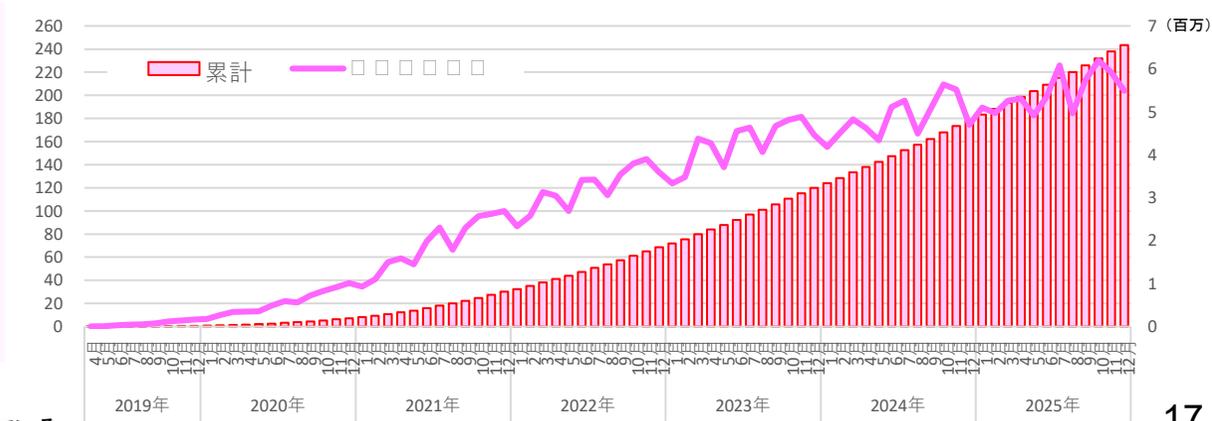


## 就業履歴数

**現場での利用は増加傾向**

累積就業履歴数 24,000万突破

※12月は549万履歴を蓄積



出所:建設業振興基金データより国土交通省

※事業者の登録数は、有効期限の更新をしなかった事業者の数を差し引いている

- 建設キャリアアップシステムに登録される技能者の資格と経験をもとに、能力評価を実施。
- 能力評価実施団体が策定した能力評価基準(国土交通大臣が認定した49分野)に基づき、それぞれの分野の能力評価実施団体において実施。

(令和7年12月末現在 レベル1※:162.5万人 レベル2:4.2万人 レベル3:3.9万人 レベル4:6.4万人)

※レベル判定を受けていない技能者

## 建設キャリアアップシステムに技能者の資格と経験を蓄積

### <現場での能力・経験の蓄積>



技能者情報のイメージ

ID	123456789012	
氏名	建設 太郎	
生年月日	S55 1980/07/28	
保有資格	登録基幹技能者 型枠	2016.06.20
技能講習	玉掛け	2008.05.21
特別教育	ロープ高所作業	2005.11.09
社会保険加入状況	退職金共済	
健保	<input type="checkbox"/> 協会健保	<input type="checkbox"/> 建退共
年金	<input type="checkbox"/> 厚生年金	
雇用	<input type="checkbox"/>	

- ◎ 経験 (就業日数)
- ◎ 知識・技能 (保有資格)
- ◎ マネジメント能力 (登録基幹技能者講習・職長経験)



## 技能者の技能レベルに応じた4段階のカードを発行



初級技能者 (見習い)    中堅技能者 (一人前の技能者)    職長として現場に從事できる技能者    高度なマネジメント能力を有する技能者(登録基幹技能者等)

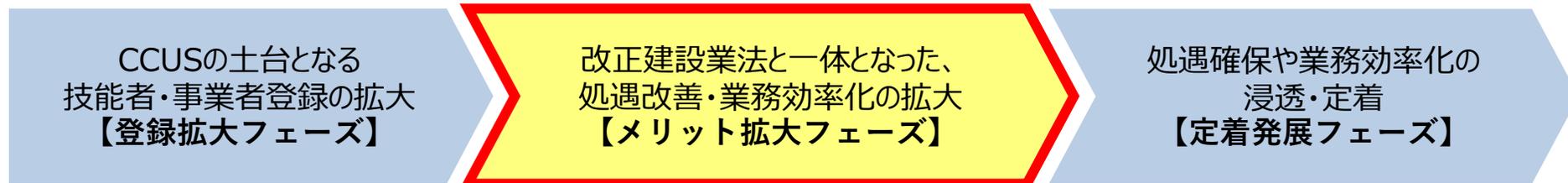
# CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（概要）

<令和6年7月24日公表>

- これまでの5年間の取組を通じて、**CCUSの土台となる技能者・事業者の登録が進展**。
- 今後3年間で、**改正建設業法に基づく取組と一体**となって、この土台を活用した**処遇改善や業務効率化のメリット拡大**を図る。

● 今回の「3か年計画」の位置づけ

R6~8



## 1. 経験・技能に応じた処遇改善

- 「労務費の基準」に適合した労務費の確保・行き渡りと一体となって、CCUSの技能レベルに応じた手当・賃金制度等を普及拡大 等

## 2. CCUSを活用した事務作業の効率化・省力化

- CCUSデータを用いて安全衛生書類等の作成を効率化
- 建退共の申請事務の抜本的な効率化 等

## 3. 就業履歴の蓄積と能力評価の拡大

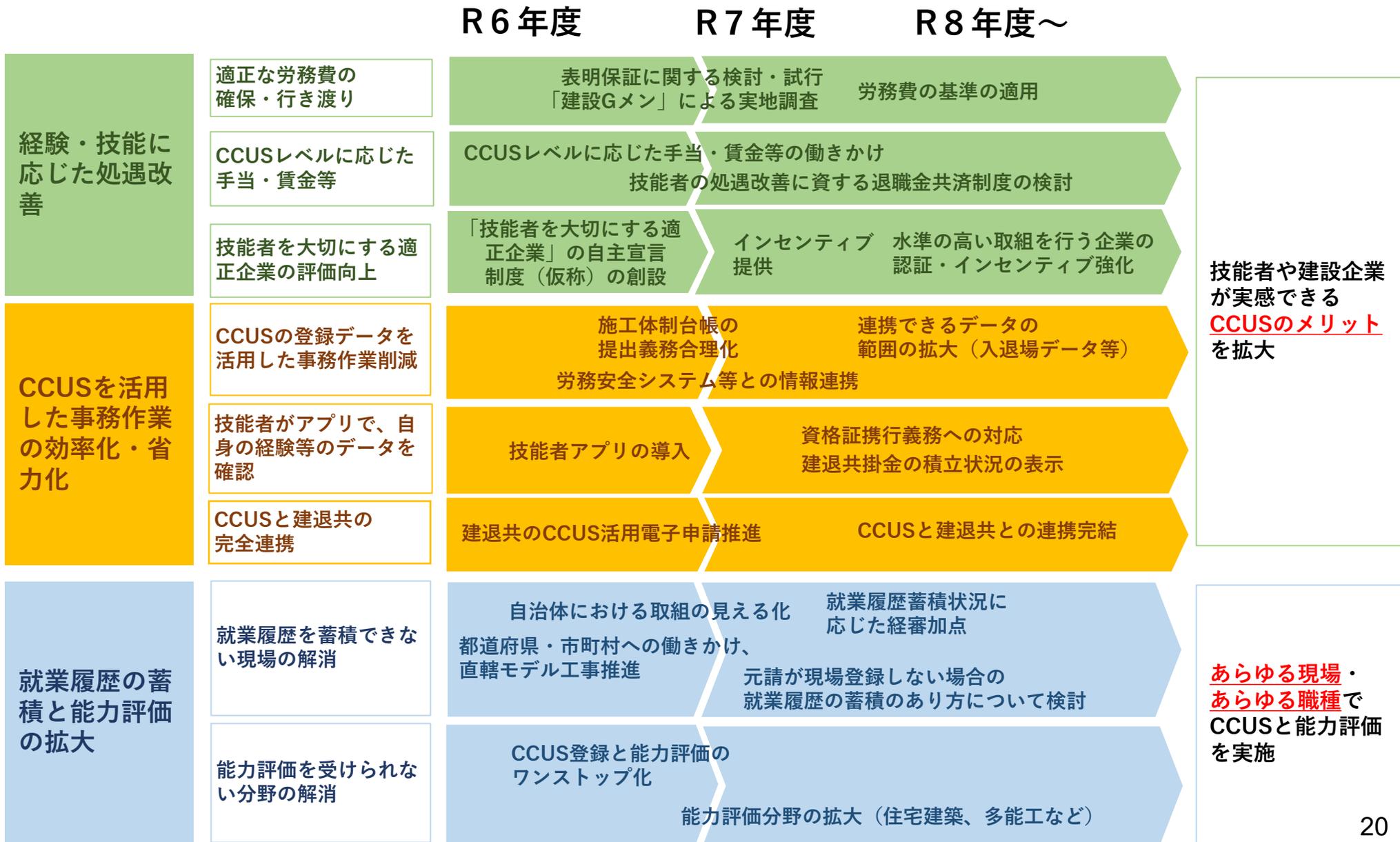
- 技能者・事業者の登録拡大等、就業履歴の蓄積促進策を強化
- 能力評価の対象分野の拡大など、技能者のレベル判定の促進策を強化 等

計画の実施状況を少なくとも年1回フォローアップするとともに、進捗状況を踏まえ必要に応じ見直し

**あらゆる現場・あらゆる職種**でCCUSと能力評価を実施  
技能者や建設企業が実感できる**CCUSのメリット**を拡充

# CCUS 利用拡大に向けた3か年計画（ロードマップ）

<令和6年7月24日公表>



# CCUSの能力評価等を活用した処遇改善の取組例

## 1. レベルに応じた手当支給

### ①谷脇組（北海道）

自社の技能者を対象に、**CCUSレベルに応じた「キャリアアップ手当」**を支給。（月額）

レベル	キャリアアップ手当
4（金）	20,000円
3（銀）	15,000円
2（青）	10,000円
1（白）	5,000円

### ②大和ハウス工業（大阪）

協力会社の技能者を対象に、**CCUSレベルと独自の評価制度を組み合わせ手当**を支給。

CCUS レベル	①技能者キャリアアップ制度 (事業所負担)	②優秀技能者認定制度 (事業所負担)	①に該当し②に認定された場合(最大)
レベル4（ゴールド） (マネジメントレベル)	200円/日	1,800円/日	2,000円/日
レベル3（シルバー） (職長レベル)	100円/日	900円/日	1,000円/日
レベル2（ブルー） (中堅技能者)	50円/日	450円/日	500円/日
レベル1（ホワイト） (見習い)	0円/日	0円/日	0円/日

### ③松井建設（東京）

一定回数以上CCUSへ就業履歴を蓄積した技能者を対象に、**CCUSレベルに応じて報奨金**を支給（四半期毎）。

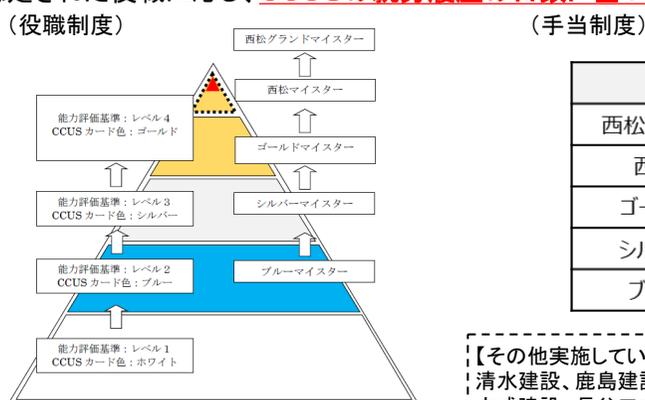
レベル	報奨金
4（金）	15,000円
3（銀）	12,000円
2（青）	10,000円
1（白）	5,000円

【その他実施している企業】  
鴻池組、東急建設 等

## 2. 独自の評価・手当制度の要件等として活用

### ○西松建設（東京）

協力会社の技能者を対象に、**CCUSレベルを考慮し認定される優良技能者制度**を導入。認定された役職に応じ、**CCUSの就労履歴の日数に基づき算出される手当**を支給。



【その他実施している企業】  
清水建設、鹿島建設、奥村組、熊谷組、松村組、竹中土木、大成建設、長谷工コーポレーション、富士ピー・エス、村本建設 等

※役職認定には、CCUSレベルのほか、資格や表彰実績等も考慮。

## 3. 昇給・昇格の要件として活用

（昇格基準）

### ○フクザワコーポレーション（長野）

自社の技能者の**昇格基準として、CCUSレベルを設定**。

【その他実施している企業】  
岡庭建設 等

CCUS	階層	役職	職務基準
4	管理	部長	経営者補佐し業務遂行、会社全体の方針・政策立案 等
		担当部長	全工事の施工要領を把握し合理的に工事を遂行 等
		課長	大型工事等の現場管理や工法等の提案が優れている 等
3	中堅	担当課長	施工管理者と大型工事等の現場管理等を協議できる 等
		係長	上司を補佐し、作業班への指示・指導業務を遂行 等
2	一般	担当係長	適切な判断、アクシデントへの対処、改善・提案能力 等
		主任	条件に基づいて作業班へ作業指示 等
1	3年目	担当主任	加工手順や加工場所を作業班に指示 等
		職長	数名の作業班を率いて、職務遂行 等
		3年目	指示された仕事を作業手順に基づき実施 等
1	2年目	2年目	指導を受けながら職務を遂行 等
		1年目	特別教育などを取得 等

## 4. 建退共掛金負担

協力会社の技能者について、CCUSに登録している場合は、**建退共掛金を全額負担**。

○竹中工務店

○三井住友建設

○仙建工業

○矢作建設工業



# 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」への参加方法

## 参加することの効果

宣言企業は、シンボルマークを使用可能とし、企業一覧をHPで公表。また、宣言企業に対して、**経営事項審査における加点等のインセンティブを講じることを検討を行っている**。これらを通じて

- ・建設技能者を大切にし、処遇改善に積極的に取り組もうとする事業者として評価され、**就業者に選ばれる**。
- ・事業活動に必要な就業者を安定的に確保
- ・発注者からエンドユーザーに至るまで**サプライチェーンの中で適切に評価される**。

## 自主宣言への参加の流れ

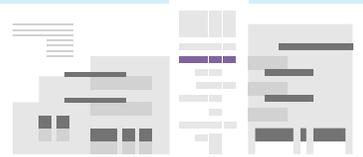
**01 自主宣言の立場の選択** 自主宣言は以下の立場で行うことができます。  
**①元請事業者、②下請事業者、③発注者どの立場で宣言を行うか選択してください。**

**02 必須項目の検討** 宣言する立場により必須項目内容が異なりますので、立場に応じた検討をお願いいたします。

### 「建設技能者を大切にせる企業の自主宣言制度」の必須項目(一部抜粋)

元請事業者	下請事業者	発注者
<b>労務費確保・賃金支払い等のための取組</b> ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	<b>労務費確保・賃金支払い等のための取組</b> ・技能者の適切な処遇を確保するための取組を行うこと 等	<b>労務費確保・賃金支払い等のための取組</b> ・元請事業者から提出される労務費、材料費等の内訳が明示された見積書の内容を考慮・尊重すること
<b>CCUS の活用</b> ・全ての現場において、CCUSを利用する全ての技能者が就業履歴を蓄積するよう、必要な環境整備や履歴蓄積の促進に取り組むこと。 等	<b>CCUS の活用</b> ・雇用する全ての技能者について、詳細型の技能者登録を行うこと	
<b>宣言企業との取引優先</b> ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	<b>宣言企業との取引優先</b> ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。	<b>宣言企業との取引優先</b> ・取引先の選定に当たり、宣言を行っていることを考慮すること。

※自主宣言への詳しい参加方法等については、ポータルサイトをご参照ください。  
**○申請ポータルサイト: <https://jishusengen.mlit.go.jp>**  
 令和7年12月12日(金)より申請受け受け開始

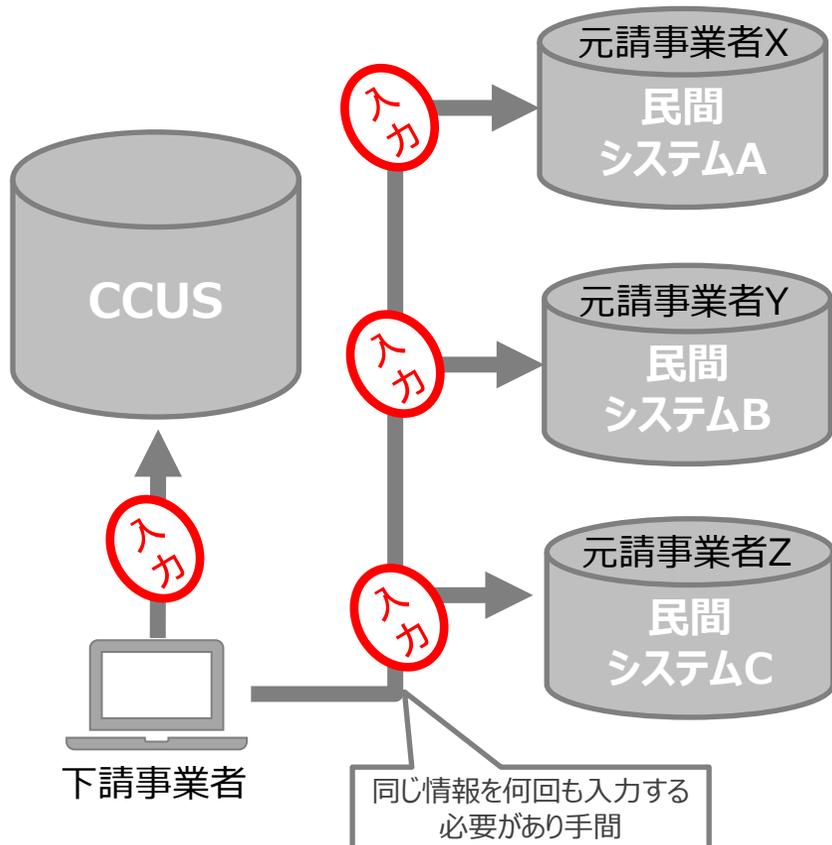


## 労務安全システムとの情報連携による事務の効率化

- **CCUSに登録されている情報を民間の労務安全システム等で利用することを可能**とし、データ入力作業を効率化
- 現在、各民間システム会社において、必要となるシステム改修等が進められており、早ければ本年度内にCCUSから連携された情報を活用したサービスを提供開始予定。

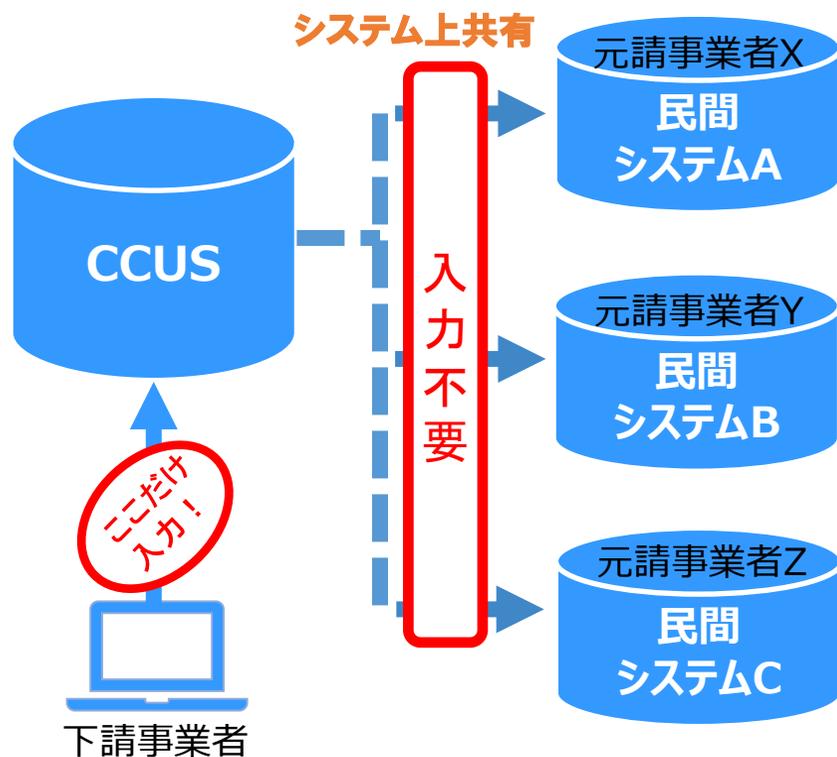
### これまで

CCUSと民間の労務安全システム等に、それぞれ同じ情報を入力



### これから

CCUSに登録されている情報（例：技能者の氏名、資格情報、社保加入状況）を民間システムへ共有し、各民間システムの入力項目を削減



## スマホアプリ「建キャリ」の活用で資格者証の携行が不要に！

建設キャリアアップシステム(CCUS)のスマホアプリ「建キャリ」で、CCUSへ登録した資格者証の画像を表示することで、資格確認に活用できます！

これまで



資格者証を取り出して提示

これから



スマホ1つで簡単に証明  
→資格者証の携行不要！

※資格者証の原本は大切に保管してください。

### 【利用できる資格】

- 労働安全衛生法に基づく特別教育
- 労働安全衛生法に基づく職長教育、安全衛生責任者教育
- 登録基幹技能者

➤ 今後、法令上携行義務等が課されている資格を含め、活用可能な場面を拡大していきます。 25

# 公共工事におけるCCUS活用促進取組事例

## 1. 就業履歴の蓄積を促進する取組

CCUSモデル工事や総合評価において、CCUSへの就業履歴の蓄積状況に応じ加点(減点)評価することにより、CCUSへの就業履歴の蓄積を促進。

### (1) モデル工事(義務化/活用推奨)の工事成績評定で就業履歴の蓄積状況を評価

(評価基準例)

○履歴を蓄積した技能者の割合(実人数ベース)で評価(宮崎県)

就業履歴蓄積率(=「履歴蓄積した技能者数」÷「現場入場した技能者数」)等を評価基準に設定。  
目標基準を達成した場合に加点、義務化工事では最低基準を達成できなかった場合に減点。

	最低基準	目標基準
平均登録事業者率	70%	90%
平均登録技能者率	60%	80%
<b>平均就業履歴蓄積率</b>	<b>30%</b>	<b>50%</b>

【取組自治体】

新潟市、福井県、名古屋市、広島県、**徳島県**、愛媛県、熊本県、**宮崎県**、鹿児島県、沖縄県

※下線太字は、義務化モデル工事・減点措置を実施している自治体

### (2) 総合評価で就業履歴の蓄積状況を評価

入札時に評価基準を満たすことを宣言することで加点評価。宣言通り実施されていない場合、工事成績評定で減点。

(評価基準例)

①履歴を蓄積した技能者の割合(延べ人数ベース)で評価(広島県)

就業履歴蓄積率(=「履歴蓄積した技能者の延べ人数」÷「現場入場した技能者の延べ人数」)に応じて加点評価。

蓄積率25%以上	評点 1.0点
蓄積率25%未満	評点 0.5点

②蓄積率が高い技能者の人数で評価(滋賀県)

**3名以上の建設技能者(※)**が、工事期間中の**就業日数の90%以上で就業履歴を蓄積**する場合に加点評価。

※ 管理技術者及び現場代理人を除く

## 2. 適切な履歴蓄積につなげる取組

就業履歴を能力評価につなげるためには、**CCUSに職種・立場が登録された上で、履歴が蓄積されることが必要。**

【参考】能力評価につながらない履歴の例(CCUSの就業履歴一覧の画面)

建設業退職金共済制度		中小企業退職金共済制度		技能者ID	技能者名	就業内容						
加入状況	加入状況	28日	29月			30火	31水	職種	立場	作業内容		
無	無			■	■	-	-	-	ICカード	-	-	職種・立場がない
無	無			■	■	-	-	-	-	-	-	
無	無			■	■	-	-	-	ICカード	板金工・板金工	職長	

### (1) 前提となる施工体制技能者登録の促進

【取組自治体】 埼玉県、山梨県

モデル工事における評価基準(技能者登録率)について、**CCUSで施工体制技能者登録が完了した者に限定。**

(山梨県の例)

	基準
施工体制技能者登録	施工体制技能者登録率60%以上。(全計測日の平均値)

単に「技能者登録率」として、CCUSに技能者登録されているかどうかのみを判断しているケースもある

### (2) 職種・立場の登録の指導

【取組自治体】 山梨県

工期中に、受注者にCCUSの就業履歴情報を求め、**職種や立場等必要な情報が登録されていない場合は改善指導。**

## 3. 利用負担を軽減する取組

モデル工事等において、**利用実績に基づきカードリーダー費用や現場利用料を補助。**

(助成例)

- カードリーダー設置費用：新規購入に限り最大3万円まで(原則1工事1台)
- カードタッチ費用：現場利用料の明細等に基づき費用を計上

【取組自治体】

青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、神奈川県、富山県、山梨県、岐阜県、三重県、鳥取県、島根県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、さいたま市、千葉市 ほか

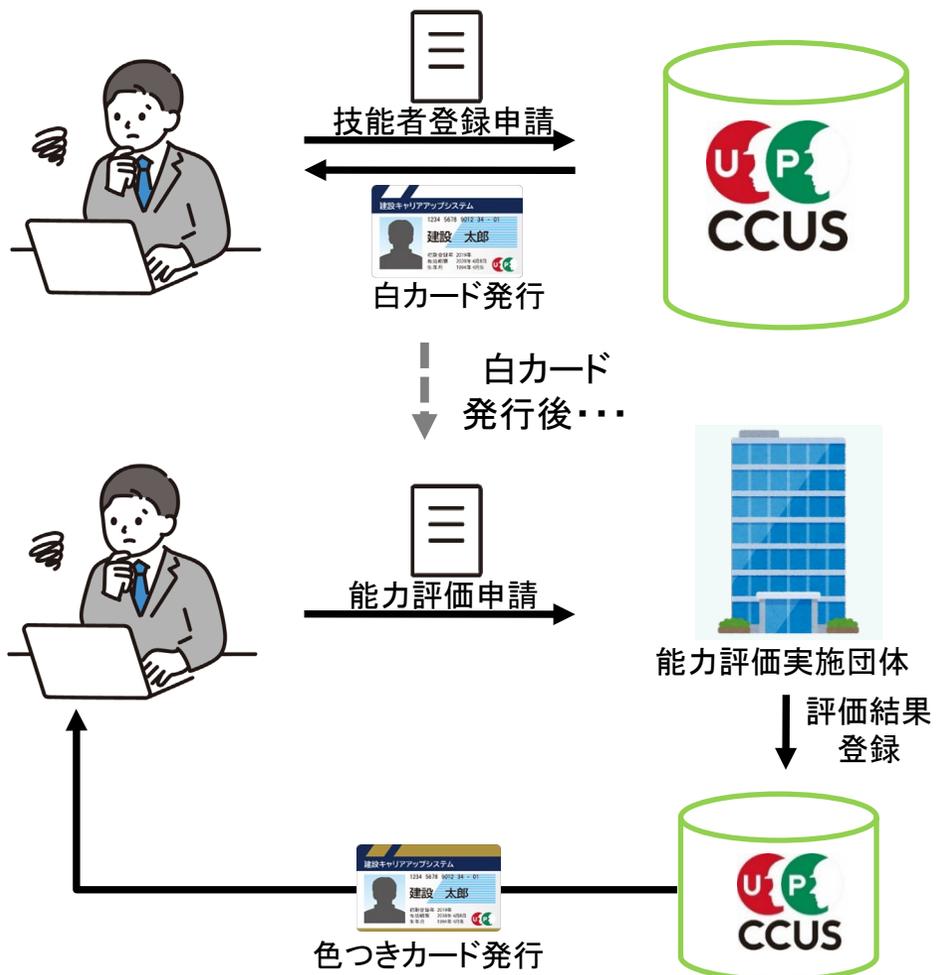
# CCUS技能者登録と能力評価手続のワンストップ化

○CCUSへ新規に技能者登録を申請する際、同時に能力評価申請を行うことを可能とし、1回の申請で能力評価結果を反映したカードを発行

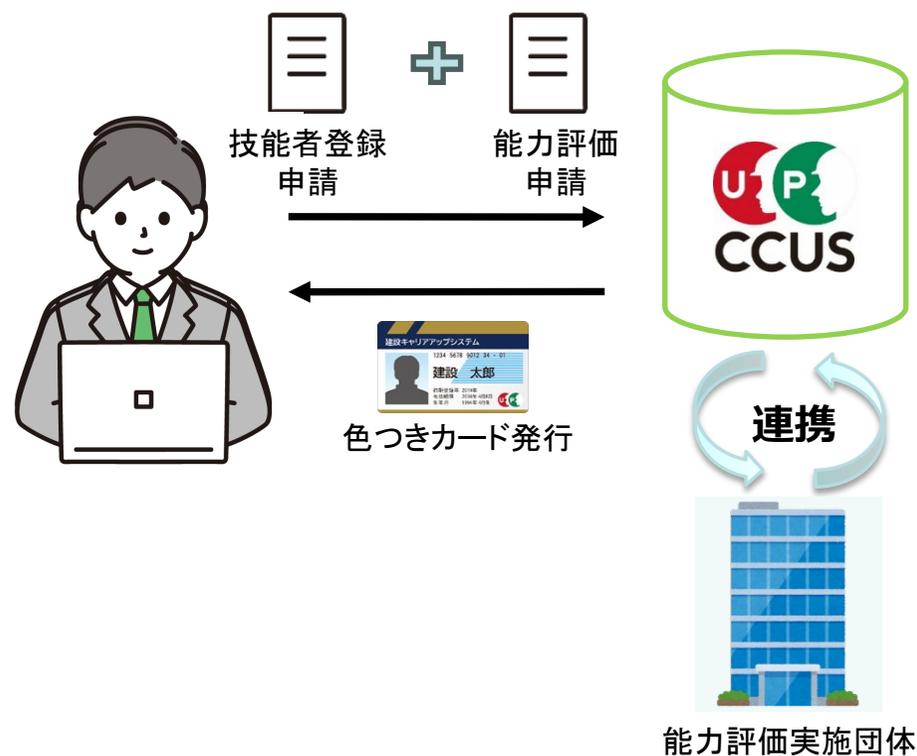
○カード発行が1回になり、その分の費用(1,000円)も軽減

【2025年3月供用開始】

## これまでの申請方法

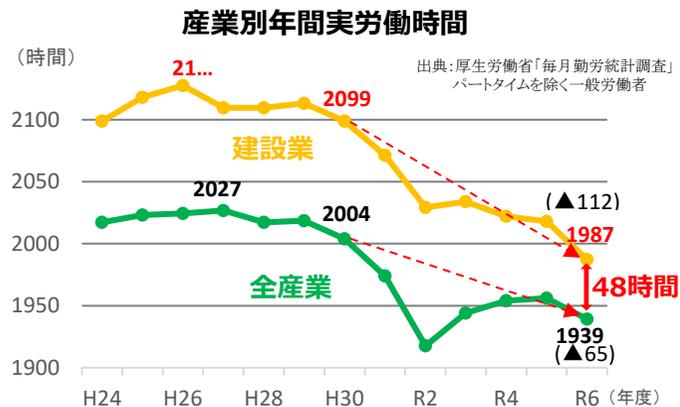


## これからできる申請方法



※能力評価申請は経歴証明の利用が前提となるため、所属事業者等による代行申請に限る。

- これまでの働き方改革の取組によって、建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少したが、なお高水準。**
- 令和6年4月から適用された**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



## 最近の働き方改革の取組

### 1. 規制内容の周知徹底

- ・リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- ・一般国民にも動画等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット (厚生労働省)



■動画による広報 (厚生労働省)

### 2. 公共工事における週休2日工事の対象拡大

- 〔直轄〕週休2日が定着。他産業と遜色ない多様な働き方を支援
- 〔都道府県〕原則全工事で週休2日を目指して取組を一層強化
- 〔市町村〕国と都道府県が連携し全市町村での導入を働きかけ

### 3. 適正な工期設定

- ・中央建設業審議会が「**工期に関する基準**」を策定(R6.3改定)
- <改定の主な内容>
  - 注文者は、**時間外労働規制を遵守**して行う工期の設定に協力
  - 自然要因(猛暑日)における**不稼働**を考慮して工期設定
- **基準を踏まえた適正工期の設定**を自治体・民間発注者へ働きかけ
- ・適正な工期の確保、建設業従事者の処遇改善に向け、**厚労省と連名で官民発注者に要請**
- ・建設Gメンが**実地調査し、是正指導**

### 4. 生産性の向上

- ・労働時間削減のノウハウ等を整理した**好事例集**を作成・横展開
- ・建設業従事者が活用可能なICT機器導入**支援策**の周知・拡大
- ・直轄工事における**工事関係書類の簡素化**

# 3. 改正建設業法等の全面施行 (R7.12.12～)

---

# 建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律(概要)

## 背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

(参考1) 建設業の賃金と労働時間

建設業※ 432万円/年 (▲15.0%) 2,018時間/年  
全産業 508万円/年 (+3.1%) 1,956時間/年

(参考2) 建設業就業者数と全産業に占める割合( )内

[H9] 685万人(10.4%) ⇒ [R5] 483万人(7.2%)

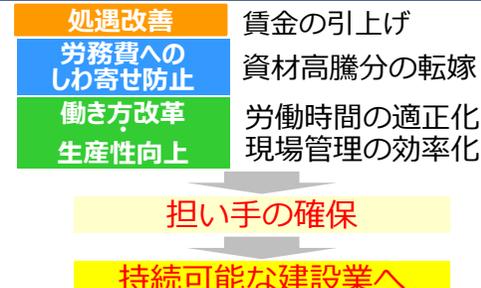
※賃金は「生産労働者」の値

出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」(令和5年)

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」(令和5年度)

出典：総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、**処遇改善**、**働き方改革**、**生産性向上**に取り組む必要。



## 概要

### 1. 労働者の処遇改善

黄色部分：令和7年12月12日施行  
それ以外：令和6年施行済

○労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務化**

➡国は、取組状況を調査・公表、中央建設業審議会へ報告

○「**労務費に関する基準**」の**勧告**

・中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成・勧告

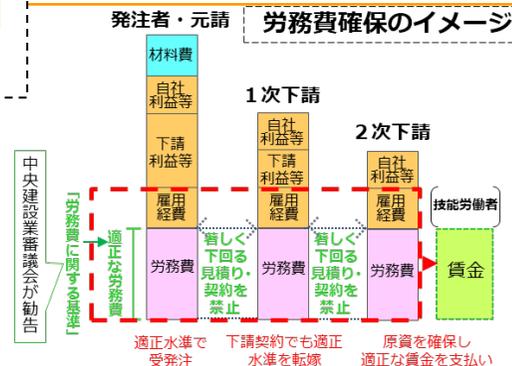
令和6年施行により中建審に作成権限が付与  
→**令和7年12月2日**に作成され、実施が勧告された

○適正な**労務費等の確保**と行き渡り

・著しく低い**労務費**等による**見積り**や**見積り依頼**を禁止

➡国土交通大臣等は、**違反発注者に勧告・公表**(違反建設業者には、現行規定により**指導監督**)

○**原価割れ契約の禁止**を受注者にも導入



### 2. 資材高騰に伴う**労務費へのしわ寄せ防止**

○**契約前のルール**

・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象(リスク)の**情報**は、受注者から注文者に**提供**するよう**義務化**  
・資材が高騰した際の**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書記載事項**として**明確化**

○**契約後のルール**

・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「**変更方法**」に従って**契約変更協議**を申し出たときは、注文者は、**誠実に協議に応じる努力義務**※  
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

### 3. **働き方改革**と**生産性向上**

○**長時間労働の抑制**

・**工期ダンピング対策**を強化(著しく短い工期による**契約締結**を受注者にも禁止)

○**ICTを活用した生産性の向上**

・現場**技術者**に係る**専任義務**を**合理化**(例. 遠隔通信の活用)  
・国が**現場管理**の「**指針**」を作成(例. 元下間でデータ共有)

➡特定建設業者※や公共工事受注者に**効率的な現場管理**を**努力義務化** ※多くの下請業者を使う建設業者

・公共工事発注者への**施工体制台帳**の**提出義務**を**合理化**(ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可)



技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



## 4. 九州地方整備局建政部における取組

---

## 【概要】

- 令和7年12月の改正建設業法、入契法の全面施行を受け、各首長（市長会、町村長会）や、民間発注者団体へ、法改正の趣旨、改正点等について説明し、持続可能な建設業の実現に向けて働きかけを実施。次年度においても、引き続き実施予定。



熊本市町村会



佐賀県町村会



大分商工会議所

## 市町村長

- 熊本市町村会審議員会（出席者：県内10町村長）  
日 時：令和7年12月18日（木）
- 佐賀県町村会（出席者：県内10町長）  
日 時：令和8年 1月14日（水）
- 鹿児島県市町村長研修会（出席者：県内市町村長）  
日 時：令和8年 2月16日（月）※予定

（調整中）  
福岡県市長会・町村会  
佐賀県市長会  
長崎県市長会・町村会  
大分県市長会・町村会  
熊本県市長会  
宮崎県市町村会

## 民間発注者団体

### <商工会議所>

- 大分商工会議所 令和8年 1月19日（月）
- 川内商工会議所 令和8年 5月 7日（木）※予定

### <宅建協会>

- 大分県宅建協会研修会 令和7年12月 1日（月）
- 宮崎県宅建協会県南・県央・県北研修会 令和8年 2月2日（月）～4日（水）
- 熊本県宅建協会研修会 令和8年 2月13日（金）※予定
- 佐賀県宅建協会佐賀南研修会 令和8年 2月17日（火）※予定

（調整中）  
鹿屋商工会議所  
佐賀商工会議所  
佐賀県宅建協会（北部）  
長崎県宅建協会

## 学校キャラバンとは

- ・建設産業の担い手確保のため、建設業界と行政が一体となって、生徒・保護者・教員に対して、建設産業の社会的役割やものづくりの素晴らしさを直接語りかけ交流するプログラム。平成29年度から本格実施(令和2年3年は新型コロナウイルスにより未実施)。
- ・出前授業として、学校に直接出向き、建設産業の紹介や生徒による専門工事業の作業体験等を実施。生徒に建設専門工事業を実際に体験してもらい、将来の職業選択に活かしてもらう。

## 特徴・ねらい

- 建専連の構成団体による複数の職種の作業体験
- 生徒や教育関係者に対する建設産業の魅力アピールと理解確保(特に専門工事業の認知度向上)
- 毎年の学校カリキュラムへの導入

## 実施(予定)状況

### 令和7年度

- ・福岡第一高校(出前授業)2年生
- ・福岡工業高校(出前授業)定時制1~4年生
- ・鞍手竜徳高校(出前授業)2年生
- ・香椎工業高校(出前授業)2年生

- 令和7年6月6日実施
- 令和7年6月18日実施
- 令和8年2月19-20日予定
- 令和8年2月26-27日予定

## 実施状況(R7.2月鞍手竜徳高校)



(参考:過去の実施状況)

平成29年度

- ・鞍手竜徳高校(現場見学会+出前授業)
- ・浮羽工業高校(出前授業) 2校で73名参加

平成30年度

- ・鞍手竜徳高校(現場見学会+出前授業)
- ・浮羽工業高校(出前授業) 2校で75名参加

令和元年度

- ・れいめい高校(出前授業)
- ・鞍手竜徳高校(現場見学会・出前授業)
- ・福岡魁誠高校(現場見学会・出前授業)
- ・筑紫台高校(現場見学会・出前授業)4校で143名参加

令和4年度

- ・鞍手竜徳高校(出前授業)3年生 51名
- ・福岡第一高校(出前授業)1~3年生 26名
- ・長崎工業高校(出前授業)定時制
- ・鞍手竜徳高校(出前授業)2年生 57名

令和5年度

- ・鞍手竜徳高校(出前授業)2年生 41名
- ・福岡第一高校(出前授業)2年生 30名

令和6年度

- ・福岡第一高校(出前授業)2年生 (雨天中止)
- ・鞍手竜徳高校(出前授業)2年生 45名

